FP	３級	保険

2015年 １月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

３級 保険顧客
資産相談業務

実施日① ◆	年	月	日
実施日② ◆	年	月	日
実施日③ ◆	年	月	日
試験時間 ◆ 60分			

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、三答択一式５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。
9．途中退出はできません。

FP3級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

個人事業主のAさん（40歳）は、妻Bさん（40歳）とともに飲食店を経営している。Aさんは、個人経営のレストランで10年間修業した後、現在の飲食店を開業しており、これまで厚生年金保険に加入したことはない。

Aさんは、過去に国民年金保険料の納付が免除されていた期間があり、将来、自分の年金がどのくらい支給されるのかを知りたいと思っている。また、老後の年金収入を増やす方法についても知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび家族に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんの相談内容＞

- 将来、国民年金から受け取ることができる老齢基礎年金の年金額（概算）を知りたい。
- 老後の年金収入を増やす方法をアドバイスしてほしい。

＜Aさんおよび家族に関する資料＞

(1) Aさん

- 1974年４月10日生まれ
- 公的年金の加入歴は下記のとおりである（見込み期間を含む）。

1994年　　2035年

国　民　年　金			
保険料全額免除期間	保険料納付済期間	保険料納付済期間（付加保険料を含む）	保険料納付予定期間（付加保険料を含む）
72月	120月	57月	231月

（20歳）　　（60歳）

(2) 妻Bさん

- 1974年12月23日生まれ
- 18歳からAさんと結婚するまでの８年間、厚生年金保険に加入。結婚後は国民年金に第１号被保険者として加入している。

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※ Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 はじめに、Mさんは、Aさんが原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および付加年金の年金額を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金および付加年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんは60歳になるまで国民年金保険料および付加保険料を納付するものとし、老齢基礎年金の年金額は、2014年度価額（物価スライド特例措置による金額）に基づいて計算するものとする。

1）$772,800円 \times \frac{408月}{480月} + 200円 \times 288月$

2）$772,800円 \times \frac{408月 + 72月 \times \frac{1}{3}}{480月} + 200円 \times 288月$

3）$772,800円 \times \frac{408月 + 72月 \times \frac{1}{2}}{480月} + 400円 \times 288月$

《問２》 次に、Mさんは、老齢基礎年金の繰下げ支給について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「老齢基礎年金の繰下げ支給の申出は、Aさんが66歳に達した日以後の希望した日から行うことができます」

2）「老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、老齢基礎年金は、一生涯にわたって、支給開始を繰り下げた月数によって増額された年金額が支給されます」

3）「老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をしたとしても、付加年金の年金額は増額されません」

《問３》 最後に、Mさんは、確定拠出年金について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

老後の生活資金を自助努力により準備する際には、確定拠出年金を活用することができます。国民年金の第１号被保険者であるAさんは、確定拠出年金の（　①　）に加入することができます。

確定拠出年金から受け取る老齢給付金の額は、拠出する掛金の運用実績に応じて変動します。また、通算加入者等期間が10年以上ある場合は、（　②　）から老齢給付金を受給することができます。

Aさんの場合、確定拠出年金の掛金は、国民年金の付加保険料と合算して月額（　③　）が限度額となります。

1）① 企業型年金　② 65歳　③ ６万8,000円

2）① 個人型年金　② 60歳　③ ６万8,000円

3）① 個人型年金　② 65歳　③ ５万5,000円

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（28歳）は、妻Bさん（26歳）との２人暮らしである。妻Bさんは、来月第１子を出産予定である。

Aさんは、子の誕生を機に生命保険への加入を考えていたところ、職場に来ている生命保険会社の担当者から生命保険の提案を受け、加入するかどうか悩んでいる。また、Aさんは、昨年、父親が、がんで他界したため、がん保険についても興味を持っている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんが提案を受けている生命保険の内容は、以下のとおりである。

＜Aさんの相談内容＞

- 生命保険に加入する際に注意すべきことについてアドバイスしてほしい。
- 提案を受けている生命保険の保障内容について教えてほしい。
- がん保険の商品性について教えてほしい。

＜Aさんが提案を受けている生命保険の内容＞

・保険の種類　　：定期保険特約付終身保険
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　　：妻Bさん

主契約および 付加されている特約の内容	保障金額	払込・保険期間
終身保険	100万円	65歳・終身
定期保険特約	2,700万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	200万円	10年
傷害特約	500万円	10年
入院特約	１日目から日額5,000円	10年
先進医療特約	1,000万円	10年
リビング・ニーズ特約	―	―

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》 はじめに、Mさんは、生命保険に加入するにあたっての注意点について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）「生命保険は、病気や不慮の事故などにより入院したり亡くなったりしてしまうなどの万一の場合に備える商品です。さまざまな生命保険商品がありますが、保険料はすべて掛捨てで貯蓄性はありませんので、余裕資金の範囲内で加入することが大切です」

2）「生命保険への加入を検討する場合、保険金額を設定する際の目安となる必要保障額を試算してみるとよいでしょう。遺族のための必要保障額は、通常、末子が誕生したときに最大となります」

3）「生命保険契約の申込みは、クーリング・オフ制度の対象とはならず、保険会社に過失がある場合を除き、撤回することができません。したがって、生命保険契約を締結するときは、くれぐれも慎重に行ってください」

《問５》 次に、Mさんは、Aさんが提案を受けている生命保険の保障内容について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i. 傷害特約は、Aさんが不慮の事故による傷害が原因で事故の日から（　①　）以内に亡くなった場合や所定の感染症が原因で亡くなった場合には災害死亡保険金が、所定の身体障害状態に該当した場合には障害給付金が支払われる特約です。

ii. 先進医療特約は、Aさんが、（　②　）現在において厚生労働大臣が定める医療技術で、医療技術ごとに決められた適応症に対して施設基準に適合する医療機関にて行われるものによる療養を受けた場合に、先進医療給付金が支払われる特約です。

iii. リビング・ニーズ特約は、Aさんが余命（　③　）以内と判断された場合に、対象となる死亡保険金額の範囲内で特約に基づく保険金が支払われる特約です。

1）① 180日　② 療養を受けた日　③ 6カ月

2）① 360日　② 契約日　③ 6カ月

3）① 360日　② 療養を受けた日　③ 12カ月

《問６》 最後に、Mさんは、がん保険の一般的な商品性について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「がん保険には一定の免責期間があり、その期間中にがんと診断されたとしても診断給付金は支払われません」

2）「がん保険には、がんと診断されて診断給付金が支払われ、そのがんが治癒した後にがんが再発した場合に、診断給付金が再度支払われる商品もあります」

3）「がん保険では、一般に、１回の入院で受け取ることができる入院給付金は120日分が限度となっています」

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（65歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長である。Aさんは、X社で専務を務める長男Bさん（40歳）に事業を譲り、今期で勇退することを決意している。

X社では、Aさんを被保険者として加入している養老保険が今期満期を迎えるため、その満期保険金をAさんの役員退職慰労金の一部に充当する予定である。また、Aさんは、長男Bさんの将来の退職金の原資を準備するため、長男Bさんを被保険者とする生命保険への加入を検討している。

そこで、Aさんは、生命保険会社のファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。X社が現在加入している生命保険の契約内容は、以下のとおりである。

＜Aさんの相談内容＞

- 現在加入している生命保険から満期保険金を受け取った場合のX社の経理処理（仕訳）について教えてほしい。
- 退職金に関する課税関係について教えてほしい。
- 長男Bさんの将来の退職金の原資を準備するための生命保険の活用についてアドバイスしてほしい。

＜X社が現在加入している生命保険の契約内容＞

保険の種類		養老保険（特約付加なし）
契約年月日		平成７年３月１日
契約者（＝保険料負担者）		Ｘ社
被保険者		Ａさん
保険金受取人	満期時	Ｘ社
	死亡時	Ｘ社
保険期間・保険料払込期間		65歳満了
保険金額		1,000万円
払込保険料総額		940万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 X社がAさんを被保険者として加入している養老保険の満期保険金を受け取った場合におけるX社の経理処理（仕訳）として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、当該保険契約からの配当については考慮しないものとする。

1）

借　方		貸　方	
現金・預金	1,000万円	雑収入	1,000万円

2）

借　方		貸　方	
現金・預金	1,000万円	保険料積立金	470万円
		雑収入	530万円

3）

借　方		貸　方	
現金・預金	1,000万円	保険料積立金	940万円
		雑収入	60万円

《問８》 仮に、X社がAさんに役員退職慰労金7,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職慰労金に係る退職所得の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんの役員在任期間（勤続期間）は24年８カ月で、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

1）$[7,000万円-\{800万円+70万円\times(25年-20年)\}]\times\frac{1}{2}=2,925万円$

2）$[7,000万円-\{800万円+70万円\times(24年-20年)\}]\times\frac{1}{2}=2,960万円$

3）$[7,000万円-\{800万円+40万円\times(25年-20年)\}]\times\frac{1}{2}=3,000万円$

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問９》 Mさんは、長男Bさんの将来の退職金の原資を準備するための生命保険を提案した。長男Bさんが70歳時に退職するとした場合の退職金の原資を準備するための生命保険として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）

保険の種類	定期保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	Ｘ社
被保険者	長男Ｂさん
死亡保険金受取人	Ｘ社
保険期間・保険料払込期間	10年（80歳まで更新可能）
死亡保険金額	5,000万円

2）

保険の種類	長期平準定期保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	Ｘ社
被保険者	長男Ｂさん
死亡保険金受取人	Ｘ社
保険期間・保険料払込期間	95歳満了
死亡保険金額	5,000万円

3）

保険の種類	終身保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	Ｘ社
被保険者	長男Ｂさん
死亡保険金受取人	Ｘ社
保険期間・保険料払込期間	終身・65歳満了
死亡保険金額	5,000万円

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさんは、2023年８月に、加入していた一時払変額個人年金保険の解約返戻金を受け取った。

Aさんの家族構成および2023年分の給与所得の源泉徴収票等は、以下のとおりである。なお、源泉徴収票の「□□□」の部分は、問題の性質上、金額を伏せている。

＜Aさんの家族構成＞

・Aさん（53歳）　　：会社員
・妻Bさん（48歳）　：2023年中に、パートにより給与収入100万円を得ている。
・長男Cさん（17歳）：高校生。2023年中の収入はない。
・長女Dさん（14歳）：中学生。2023年中の収入はない。

＜Aさんの2023年分の給与所得の源泉徴収票＞

支払を受ける者	住所又は居所	東京都墨田区×××	氏名	(受給者番号) (フリガナ) (役職名) A

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	内 9,000,000 円	□□□ 円	1,985,250 円	内 566,900 円

控除対象配偶者の有無等				配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く）				障害者の数（本人を除く）				社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有	無	従有	従無		老人	特定	従人	老人	従人	その他	従人	特別	従人	その他		
*				円		人		内 人		人 1		内 人		内 □□□ 円	□□□ 円	円	円

(摘要)			
住宅借入金等特別控除可能額　円	国民年金保険料等の金額 円	介護医療保険料の金額	円
居住開始年月日	配偶者の合計所得 円	新個人年金保険料の金額	円
妻B，長男C，長女D（年少）	新生命保険料の金額 84,000 円	旧個人年金保険料の金額	96,000 円
	旧生命保険料の金額 円	旧長期損害保険料の金額	円

扶養親族	16歳未満	未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦 一般	寡婦 特別	寡夫	勤労学生	中途就・退職 就職	中途就・退職 退職	受給者生年月日 年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
1人																				*		36	5	31

支払者		
	住所（居所）又は所在地	東京都新宿区×××
	氏名又は名称	X株式会社　(電話) ××××－××××

＜Aさんが2023年８月に解約した一時払変額個人年金保険に関する資料＞

・保険の種類　　：一時払変額個人年金保険
・契約年月日　　：2015年９月1日
・契約者(=保険料負担者)：Aさん
・解約返戻金額　　：460万円
・正味払込保険料　　：500万円

※ 妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ 家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ 家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの2023年分の給与所得の源泉徴収票における「生命保険料の控除額」欄に入る数値は、次のうちどれか。

＜生命保険料控除額＞

・2011年12月31日以前に締結した保険契約に係る保険料

年間支払保険料	控除額
2万5,000円以下	支払保険料の全額
2万5,000円超　5万円以下	支払保険料×$\frac{1}{2}$＋1万2,500円
5万円超　10万円以下	支払保険料×$\frac{1}{4}$＋2万5,000円
10万円超	5万円

・2012年1月1日以後に締結した保険契約に係る保険料

年間支払保険料	控除額
2万円以下	支払保険料の全額
2万円超　4万円以下	支払保険料×$\frac{1}{2}$＋1万円
4万円超　8万円以下	支払保険料×$\frac{1}{4}$＋2万円
8万円超	4万円

1）86,000
2）89,000
3）95,000

《問11》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1）Aさんは、2023年中に支払った医療費について、医療費控除の明細書などを勤務先に提出することにより、医療費控除の適用を受けることができる。
2）妻Bさんの合計所得金額は48万円以下であるため、Aさんは、配偶者控除（控除額38万円）の適用を受けることができる。
3）長男Cさんおよび長女Dさんはいずれも控除対象扶養親族に該当するため、Aさんは、扶養控除（控除額合計76万円）の適用を受けることができる。

《問12》 Aさんの2023年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30%＋8万円
360	～	660	収入金額×20%＋44万円
660	～	850	収入金額×10%＋110万円
850	～		195万円

1）660万円
2）664万円
3）700万円

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（70歳）は、妻Bさん（66歳）、子Cさん（39歳）およびDさん（36歳）との４人家族である。Aさんは、最近体調が優れず、自身の相続について気になっている。

Aさんは、2015年１月1日以後の相続から、相続税額の計算において改正された事項があることを聞き、その具体的な内容について知りたいと思っている。また、AさんはCさんとDさんをそれぞれ死亡保険金受取人とする終身保険に加入しており、自身の相続が発生した際の死亡保険金の課税関係について教えてほしいと思っている。

Aさんの親族関係図およびAさんが現在加入している生命保険の契約内容は、以下のとおりである。なお、Dさんは、Aさんの普通養子である。

＜Aさんの親族関係図＞

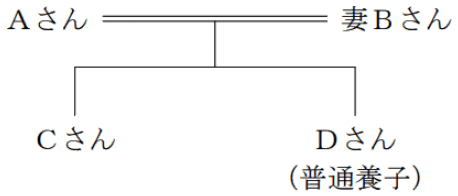

＜Aさんが現在加入している生命保険の契約内容＞

① 終身保険

契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
死亡保険金受取人　　：Cさん
死亡保険金額　　：6,000万円

② 終身保険

契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
死亡保険金受取人　　：Dさん
死亡保険金額　　：4,000万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問13》 相続税における「遺産に係る基礎控除額」の計算に関する以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

2013年度税制改正により、これまで「5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数」により計算されていた「遺産に係る基礎控除額」が引き下げられた。具体的には、2015年１月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税額の計算上、「遺産に係る基礎控除額」は、「（　①　）＋600万円×法定相続人の数」の算式によって計算することになる。 なお、この「遺産に係る基礎控除額」の計算における法定相続人の数に含めることができる養子の数および相続の放棄をした者の取扱いに変更はない。具体的には、被相続人に実子がいる場合に法定相続人の数に含めることができる養子の数は、相続税法上実子とみなされる者を除き、（　②　）までである。また、相続人のうちに相続の放棄をした者がいる場合は、相続の放棄をした者を法定相続人の数に（　③　）計算することになる。

1）① 3,000万円　　② １人　　③ 含めて
2）① 2,500万円　　② １人　　③ 含めずに
3）① 3,000万円　　② ２人　　③ 含めずに

《問14》 仮に、Aさんの相続が現時点（2024年１月25日）で開始し、Aさんが加入している生命保険契約からCさんとDさんがそれぞれ死亡保険金を受け取った場合、Aさんの相続に係る相続税額の計算上、CさんとDさんが受け取った死亡保険金からそれぞれ控除することができる非課税金額の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

1）Cさん：1,500万円　Dさん：０（ゼロ）
2）Cさん：500万円　　Dさん：500万円
3）Cさん：900万円　　Dさん：600万円

《問15》 仮に、Aさんの相続が現時点（2024年１月25日）で開始し、Aさんの相続に係る課税遺産総額（「課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額」）が２億4,000万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

＜相続税の速算表（一部抜粋）＞

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円

1）5,100万円

2）5,300万円

3）8,100万円

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	2
問2	3
問3	2
第2問	
問4	2
問5	1
問6	3
第3問	
問7	3
問8	1
問9	1
第4問	
問10	2
問11	2
問12	3
第5問	
問13	1
問14	3
問15	2